旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録及び比較見積等実施要領

制定：令和８年11月１日

（目的）

第１条　この要領は、大阪市旭区役所が発注する選挙・国民審査及び住民投票（以下、「選挙」という。）の執行に伴う契約（以下、「選挙執行関係契約」という。）において、事業者選定の公正性の確保及び選挙執行関係契約事務の迅速化・円滑化を図るため、比較見積における見積書徴取事業者または企画競争方式（コンペ方式）における企画提案書徴取事業者（以下、「見積書等徴取事業者」という。）の事前登録（以下、「登録」という。）及び比較見積または企画競争方式（コンペ方式）（以下、「比較見積等」という。）を行うにあたり必要な事項を定める。

（対象契約）

第２条　本要領による比較見積等は、選挙が執行される際に調達・契約を行う別表１に定める契約に適用するものとする。

（登録申請及び資格）

第３条　本要領に基づき登録を希望する事業者は、次の各号に掲げる書類を大阪市旭区役所総務課（以下、「登録担当課」という。）に提出のうえ申請しなければならない。

（１）旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録申請書（兼誓約書）（様式１）

（２）資本関係・人的関係等に関する調書（様式２）

（３）同種業務実績調書（様式３）

（４）その他登録にあたり必要となる、登録担当課が求める書類

２　登録は、別表１の案件ごとに行うものとする。登録した事業者は、別表１の案件ごとに登録担当課が作成する「旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿」に登録された順に掲載する。

３　前項の登録を希望する事業者は、登録申請日時点において次に定める登録資格を有していなければならない。

（１）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

（２）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（４）別表１の（１）から（９）までの案件において登録を希望する事業者は、令和元年度以降に本市または他の地方公共団体が発注した同種及び同規模以上の案件の受注実績を有していること。または、別表１の登録を希望する案件において定める大阪市入札参加有資格者名簿の登録種目で登録していること。

（５）別表１の（10）の案件において登録を希望する事業者は、令和元年度以降に同種及び同規模以上の案件の受注実績（本市または他の地方公共団体による発注に限らない。）を有していること。または、別表１の登録を希望する案件において定める大阪市入札参加有資格者名簿の登録種目で登録していること。

４　第１項の登録を申請し、登録された事業者（以下、「登録事業者」という。）は、申請時に提出した登録内容に変更が生じた場合、その変更内容について、旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録変更申請書（兼誓約書）（様式４）により速やかに登録担当課に申請しなければならない。

（見積書等徴取事業者の募集）

第４条　見積書等徴取事業者の募集は、随時行うものとする。

（登録の決定）

第５条　第３条の申請があったときは、登録担当課において提出された書類の審査を行い、登録の可否について決定するものとし、結果は申請者に書面にて通知する。

（登録の有効期間）

第６条　登録事業者の登録有効期間は、登録日の属する年度の末日とする。ただし、登録有効期間が満了する日までに、登録事業者が旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録延長申請書（兼誓約書）（様式５）により登録有効期間の延長を申請し、当該申請日時点において第３条第３項の各号に定める登録資格を有していることが認められる場合は、登録有効期間が満了する日の翌年度の末日まで登録有効期間を延長する。

（登録の解除）

第７条　登録事業者が次に掲げる内容に該当する場合は、その登録を解除する。

（１）第３条または第６条に基づく申請内容に虚偽があることが判明したとき。

（２）契約を締結した選挙執行関係契約において、登録事業者の責に帰すべき事由により契約を解除したとき。

（３）暴力団排除条例第８条第１項第６号に基づき、登録事業者（登録事業者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員または暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

（４）登録事業者から旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録解除申請書（様式６）の提出があったとき。

（５）登録事業者による法令違反行為が判明し、社会通念上、登録を解除することが適当であると認められるとき。

（比較見積等における見積書等徴取事業者の選定）

第８条　比較見積等における見積書等徴取事業者の選定は、別表１の案件ごと、登録事業者数に応じて次のとおり選定する。ただし、執行される選挙によって実施しない案件もある。

（１）当該案件における登録事業者が３者までの場合は、登録事業者全てを見積書等徴取事業者として選定する。

（２）当該案件における登録事業者が４者以上の場合は、くじにより見積書等徴取事業者を３者選定する。

（３）当該案件における登録事業者が１者のみの場合は、登録事業者に加えて、令和元年度以降に旭区役所が発注した同種案件の応札実績を有する事業者（応札実績を有する事業者が３者以上の場合は、くじにより選定した２者）を見積書等徴取事業者として選定する。

２　比較見積等の執行時点において、見積書等徴取事業者が大阪府暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けている場合、または大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている場合は選定しないこととする。

３　選挙執行上のやむを得ない事由により別表１に定める案件以外の選挙執行関係契約案件が生じた場合は、当該案件に類似する案件の登録事業者より見積書等徴取事業者を選定する。

（仕様書に関する質問及び回答）

第９条　見積書等徴取事業者は、仕様書の内容に質問があり回答を求める場合は、比較見積等の依頼を行う際に大阪市旭区役所の当該案件担当（以下、「事業担当」という。）が指定する方法で、質問期間内に質問を行うものとする。

２ 質問に対する回答は、事業担当から当該案件の全ての見積書等徴取事業者に回答する。

（見積書又は企画提案書の徴取）

第 10 条　見積書等徴取事業者は、仕様書の内容及び質問に対する回答に基づき見積書又は企画提案書を作成し、指定の日時または期間に事業担当まで提出することとする。

（無効とする見積書又は企画提案書）

第11条　次の各号のいずれかに該当する見積書又は企画提案書は、無効とする。

（1）所定の日時までに所定の場所に提出されなかった見積書又は企画提案書

（2）見積金額の記載がない、またはその記載が不明瞭で判別できない見積書

（3）金額の表示を改ざんし、または訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による見積書

（4）誰が行ったかが判別できない見積書又は企画提案書

（5）同等品とは認められない内容による見積書又は企画提案書

（6）一案件に対し２通以上提出された見積書又は企画提案書

（7）比較見積等に関し妨害または不正行為を行ったと認められる者が提出した見積書又は企画提案書

（8）見積書又は企画提案書の提出後から契約の決定までに、大阪府暴力団排除措置要綱に基づく入札除外措置を受けている、または大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている見積書等徴取事業者が行った見積書又は企画提案書

（9）前各号のほか、事業担当が指定した見積条件に違反した見積書又は企画提案書

（契約相手方の決定）

第12条　比較見積においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した見積書等徴取事業者を契約相手方とする。

２　比較見積において、契約相手方となるべき同価格の見積書を提出した見積書等徴取事業者が２者以上あるときは、くじにより順位を決め、契約相手方を決定する。

３　比較見積において、最低見積価格が予定価格を超えている場合には、当該最低価格の見積書を提出した見積書等徴取事業者と価格交渉のうえ、契約相手方を決定する。ただし、価格交渉が成立しないときは、当該比較見積は成立しないものとする。

４　前項の場合において、最低の価格をもって有効な見積書を提出した見積書等徴取事業者が２者以上いる場合は、当該の見積書等徴取事業者による再度の見積徴取を行い、価格交渉の相手方または契約相手方を決定するものとする。なお、再度の見積徴取を行った結果、契約相手方となるべき同価格の見積書を提出した見積書等徴取事業者が２者以上あるときは、本条第２項に準じて契約相手方を決定する。

５　企画競争方式（コンペ方式）においては、当該案件において実施するコンペにより選定された見積書等徴取事業者を契約相手方とする。

（契約相手方の決定通知）

第13条　契約相手方が決定したときは、事業担当よりすみやかにその旨を通知する。

（早急に随意契約を行う必要のある場合等の措置）

第14条　次に掲げる場合においては、比較見積等以外の随意契約によって契約相手方を決定することができる。

（1）比較見積等を行った結果、不成立となった場合

（2）前号のほか旭区役所契約事務審査会において審議した場合

（比較見積等の取下げ）

第15条　事業担当は、契約相手方を決定するまでは、比較見積等を取り下げることができる。

（くじの方法）

第16条　第８条第１項第２号に規定するくじは、次のとおり行うものとする。

（１）くじは、当該案件の調達・契約事務に関係のない旭区役所の職員（以下「職員」という。）をしてくじを引くこととする。

（２）くじは、必ず無地の紙（Ａ４判・ＰＰＣ用紙等）を縦に使用するものとし、これに当該案件にかかる「旭区役所選挙関係契約見積事業者名簿」の登録事業者数と同数の直線を縦に平行に引き、直線の最下部に「対象」を３本、残りを「対象外」と表示した上で、「対象」及び「対象外」の表示部分を隠すため、適宜これを折りたたんだものとする。なお、「対象」を表示する直線は、くじを作成した職員の裁量により決定する。

（３）くじ引きは、じゃんけんで順番を決め、線上所定の欄に登録事業者名及びくじを引く職員の氏名を記載のうえ押印させた後、速やかにくじの開封を行う。結果が決定次第、くじを引いた職員はくじ引きの結果を確認し、互いのくじに確認印を押印させるとともに確認した旨を記載させる。

２　第８条第１項第３号に規定するくじは、次のとおり行うものとする。

（１）くじは、当該案件の調達・契約事務に関係のない職員をしてくじを引くこととする。

（２）くじは、必ず無地の紙（Ａ４判・ＰＰＣ用紙等）を縦に使用するものとし、これに当該案件にかかる「旭区役所選挙関係契約見積事業者名簿」の登録事業者数と同数の直線を縦に平行に引き、直線の最下部に「対象」を２本、残りを「対象外」と表示した上で、「対象」及び「対象外」の表示部分を隠すため、適宜これを折りたたんだものとする。なお、「対象」を表示する直線は、くじを作成した職員の裁量により決定する。

（３）くじ引きは、じゃんけんで順番を決め、線上所定の欄に登録事業者名及びくじを引く職員の氏名を記載のうえ押印させた後、速やかにくじの開封を行う。結果が決定次第、くじを引いた職員はくじ引きの結果を確認し、互いのくじに確認印を押印させるとともに確認した旨を記載させる。

３　第12条第２項に規定するくじは、次のとおり行うものとする。

（１）くじは、当該案件の調達・契約事務に関係のない職員をしてくじを引くこととする。

（２）くじは、必ず無地の紙（Ａ４判・ＰＰＣ用紙等）を縦に使用するものとし、これに当該案件にかかる契約相手方となるべき同価格の見積書を提出した見積書等徴取事業者と同数の直線を縦に平行に引き、直線の最下部に「同価当せん」を１本、残りを「否せん」と表示した上で、「同価当せん」及び「否せん」の表示部分を隠すため、適宜これを折りたたんだものとする。なお、「同価当せん」を表示する直線は、くじを作成した職員の裁量により決定する。

（３）くじ引きは、じゃんけんで順番を決め、線上所定の欄に見積書等徴取事業者名及びくじを引く職員の氏名を記載のうえ押印させた後、速やかにくじの開封を行う。結果が決定次第、くじを引いた職員はくじ引きの結果を確認し、互いのくじに確認印を押印させるとともに確認した旨を記載させる。

（その他）

第17条　この要領に定めのない事項については、旭区長がこれを決定する。

附 則

１　この要領は、令和８年11月１日から施行する。

２　第３条第１項に基づく申請が令和９年３月 31 日までに行われ、第５条の規定により登録を決定した登録事業者については、第６条に定める「登録事業者の登録有効期間は、登録日の属する年度の末日とする。」は、「登録事業者の登録有効期間は、令和10年３月31日までとする。」に読み替える。

（別表１）選挙執行関係契約案件一覧

<table>
<tr><th rowspan="2">案件番号</th><th rowspan="2">案件種別</th><th rowspan="2">実施方法</th><th colspan="3">登録資格</th></tr>
<tr><th>共通事項</th><th>実績等要件</th><th>大阪市入札参加有資格者名簿の登録種目</th></tr>
<tr><td>（1）</td><td>選挙用消耗品（養生テープ等）の買入</td><td>比較見積</td><td rowspan="10">申請時において、以下の登録資格を有していること。

・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

・大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。</td><td rowspan="10">【（1）～（9）】
令和元年度以降に本市または他の地方公共団体が発注した同種及び同規模以上の案件の受注実績を有していること。
または、案件ごとに定める右に記載する大阪市入札参加有資格者名簿の登録種目で登録していること。

【(10)】
令和元年度以降に同種及び同規模以上の案件の受注実績（本市または他の地方公共団体による発注に限らない。）を有していること。
または、案件ごとに定める右に記載する大阪市入札参加有資格者名簿の登録種目で登録していること。</td><td>「01:事務用品・機器」または「26:ＯＡ機器・用品」</td></tr>
<tr><td>（2）</td><td>氏名掲示票の印刷</td><td>比較見積</td><td>・05:活平版</td></tr>
<tr><td>（3）</td><td>区内投票所への物品搬入・搬出等業務委託</td><td>比較見積</td><td>「03:運搬請負」または「13:その他代行」</td></tr>
<tr><td>（4）</td><td>投票箱等送致用タクシー借上</td><td>比較見積</td><td>「03:運搬請負」または「13:その他代行」</td></tr>
<tr><td>（5）</td><td>新森西投票所養生作業業務委託</td><td>比較見積</td><td>「03:運搬請負」、「04:映画等制作・広告・催事、印刷」、「12:賃貸」、「13:その他代行」のいずれか</td></tr>
<tr><td>（6）</td><td>投票所資材及び開票所に使用する机、椅子等の借入</td><td>比較見積</td><td>「12:賃貸」</td></tr>
<tr><td>（7）</td><td>開票所物品運搬用レンタカーの借入</td><td>比較見積</td><td>「12:賃貸」</td></tr>
<tr><td>（8）</td><td>啓発宣伝用自動車の借入</td><td>比較見積</td><td>「03:運搬請負」または「13:その他代行」</td></tr>
<tr><td>（9）</td><td>宿泊用寝具の借入</td><td>比較見積</td><td>「16:寝具」または「12:賃貸」</td></tr>
<tr><td>(10)</td><td>投票管理者等へ提供する弁当の買入</td><td>企画競争方式（コンペ方式）</td><td>「60:食糧品」または「13:その他代行」</td></tr>
</table>

（別表２）様式一覧

内容	申請様式	通知様式
登録の申請	・ 旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録申請書（兼誓約書）（様式１） ・ 資本関係・人的関係等に関する調書（様式２） ・ 同種業務実績調書（様式３） ※ 様式３に記載した業務実績のうち１件については、これを証するものとして本要領第３条第３項第４号または第５号に定める受注実績を証する契約書等の写しを添付すること（ただし、発注者が旭区役所である場合は、添付を省略することができるものとする）。	・ 旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録について（通知）（様式７）
登録内容の変更申請	・ 旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録変更申請書（兼誓約書）（様式４）	・ 旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿の登録変更について（通知）（様式８）
登録の有効期間の延長申請	・ 旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録延長申請書（兼誓約書）（様式５）	・ 旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録期間の延長について（通知）（様式９）
登録の解除申請	・ 旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録解除申請書（様式６）	・ 旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿の登録解除について（通知）（様式10）

（様式１）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録申請書（兼誓約書）

年　　月　　日

大阪市契約担当者

大阪市旭区長　様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名　　印

大阪市入札参加資格承認番号

(大阪市入札参加有資格者名簿の登録がある場合)

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録を希望しますので申請します。

また、申請書に記載した事項及び下記の誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1　登録希望案件種別

登録を希望する案件種別の「登録希望」欄に『○』を記入してください。

案件番号	案件種別	実施方法	登録希望
（1）	選挙用消耗品（養生テープ等）の買入	比較見積	
（2）	氏名掲示票の印刷	比較見積	
（3）	区内投票所への物品搬入・搬出等業務委託	比較見積	
（4）	投票箱等送致用タクシー借上	比較見積	
（5）	新森西投票所養生作業業務委託	比較見積	
（6）	投票所資材及び開票所に使用する机、椅子等の借入	比較見積	
（7）	開票所物品運搬用レンタカーの借入	比較見積	
（8）	啓発宣伝用自動車の借入	比較見積	
（9）	宿泊用寝具の借入	比較見積	
(10)	投票管理者等へ提供する弁当の買入	企画競争方式	

2　誓約事項

(1) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

3　添付書類

(1) 資本関係・人的関係等に関する調書（様式２）

(2) 同種業務実績調書（様式３）

4　本申請にかかる担当者及び連絡先

部署及び担当者	
メールアドレス	
電　話　番　号	
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	

（様式2）

資本関係・人的関係等に関する調書

年　　月　　日

大阪市旭区長　様

ん。
本調書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

主たる営業所
（又は支店等）
の 所 在 地

商号又は名称

代 表 者
（又は受任者）
役職・氏名

1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について

☐ 該当するものはありません

☐ 次のとおりです

親会社等・子会社等の別	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%)[()はうち間接被所有割合]
				(　　)
				(　　)
				(　　)
				(　　)
				(　　)

2 自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について

☐ 該当するものはありません

☐ 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

3 事業共同組合に加入している場合(*4)について

☐ 該当するものはありません

☐ 次のとおりです

組合名

（注）入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 電話、FAX、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

☐ 該当するものはありません

☐ 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容（○をつけてください）
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

5 自社の者で、他者の大阪市の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

☐ 該当するものはありません

☐ 次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

※各項目の□の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。

（様式３）

同種業務実績調書

年　　月　　日

大阪市契約担当者
大阪市旭区長　様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名　　印
大阪市入札参加資格承認番号

(大阪市入札参加有資格者名簿の登録がある場合)

１　登録を希望する案件種別

案件番号	案件種別

２　業務実績

登録を希望する案件種別の業務実績を、下表に１～２件記載すること。

記載した業務実績のうち１件については、これを証するものとして旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録及び比較見積等実施要領第３条第３項第４号または第５号に定める受注実績を証する契約書等の写しを添付すること（ただし、発注者が旭区役所である場合は、添付を省略することができるものとする)。

業　務　名　称		
発　　注　　者		
契約日（期　間）		
契　約　金　額		
業　務　内　容		
備　　考		

（様式４）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録変更申請書（兼誓約書）

年　　月　　日

大阪市契約担当者
大阪市旭区長　様

住所又は事務所所在地
商号又は名称
氏名又は代表者氏名　　印
大阪市入札参加資格承認番号

（大阪市入札参加有資格者名簿の登録がある場合）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿の登録に関して下記のとおり変更を申請します。
また、申請書に記載した事項及び下記の誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1　変更内容

2　変更理由

3　誓約事項

(1) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

4　本申請にかかる担当者及び連絡先

部署及び担当者	
メールアドレス	
電　話　番　号	
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	

（様式５）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録延長申請書（兼誓約書）

年　　月　　日

大阪市契約担当者

大阪市旭区長　様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名　　印

大阪市入札参加資格承認番号

(大阪市入札参加有資格者名簿の登録がある場合)

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録期間の延長を申請します。

なお、申請書に記載した事項及び下記の誓約事項について、事実と相違ないことを誓約します。

記

1　登録期間を延長する案件種別

登録期間を延長する案件種別の「登録期間の延長」欄に『○』を記入してください。

案件番号	案件種別	実施方法	登録期間の延長
（1）	選挙用消耗品（養生テープ等）の買入	比較見積	
（2）	氏名掲示票の印刷	比較見積	
（3）	区内投票所への物品搬入・搬出等業務委託	比較見積	
（4）	投票箱等送致用タクシー借上	比較見積	
（5）	新森西投票所養生作業業務委託	比較見積	
（6）	投票所資材及び開票所に使用する机、椅子等の借入	比較見積	
（7）	開票所物品運搬用レンタカーの借入	比較見積	
（8）	啓発宣伝用自動車の借入	比較見積	
（9）	宿泊用寝具の借入	比較見積	
(10)	投票管理者等へ提供する弁当の買入	企画競争方式	

2　誓約事項

(1) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(4) 本申請時点において登録されている内容に変更がないこと。

3　本申請にかかる担当者及び連絡先

部署及び担当者	
メールアドレス	
電　話　番　号	
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	

（様式６）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録解除申請書

年　　月　　日

大阪市契約担当者

大阪市旭区長　様

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名　　印

大阪市入札参加資格承認番号

(大阪市入札参加有資格者名簿の登録がある場合)

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録の解除を希望しますので申請します。

記

１　登録を解除する案件種別

登録を解除する案件種別の「登録の解除」欄に『○』を記入してください。

案件番号	案件種別	実施方法	登録の解除
（１）	選挙用消耗品（養生テープ等）の買入	比較見積	
（２）	氏名掲示票の印刷	比較見積	
（３）	区内投票所への物品搬入・搬出等業務委託	比較見積	
（４）	投票箱等送致用タクシー借上	比較見積	
（５）	新森西投票所養生作業業務委託	比較見積	
（６）	投票所資材及び開票所に使用する机、椅子等の借入	比較見積	
（７）	開票所物品運搬用レンタカーの借入	比較見積	
（８）	啓発宣伝用自動車の借入	比較見積	
（９）	宿泊用寝具の借入	比較見積	
(10)	投票管理者等へ提供する弁当の買入	企画競争方式	

２　解除理由

３　本申請にかかる担当者及び連絡先

部署及び担当者	
メールアドレス	
電　話　番　号	
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	

（様式７）

年　　月　　日

商号又は名称
氏名又は代表者氏名

大阪市契約担当者　大阪市旭区長
（旭区役所　総務課
担当：
電話：06-6957-9625）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録について（通知）

年　月　日付けで申請のありました旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録について、下記のとおり通知します。

記

１　登録案件種別

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録及び比較見積等実施要領第５条に定める審査の結果は次のとおり。

案件番号	案件種別	実施方法	審査結果
（1）	選挙用消耗品（養生テープ等）の買入	比較見積	
（2）	氏名掲示票の印刷	比較見積	
（3）	区内投票所への物品搬入・搬出等業務委託	比較見積	
（4）	投票箱等送致用タクシー借上	比較見積	
（5）	新森西投票所養生作業業務委託	比較見積	
（6）	投票所資材及び開票所に使用する机、椅子等の借入	比較見積	
（7）	開票所物品運搬用レンタカーの借入	比較見積	
（8）	啓発宣伝用自動車の借入	比較見積	
（9）	宿泊用寝具の借入	比較見積	
(10)	投票管理者等へ提供する弁当の買入	企画競争方式	

２　登録年月日

年　月　日

３　登録有効期間

年　月　日から　　年　月　日まで

４　その他

登録内容に変更が生じた場合は、その変更内容について、旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録変更申請書（兼誓約書）（様式４）により速やかに申請してください。

（様式８）

年　　月　　日

商号又は名称
氏名又は代表者氏名

大阪市契約担当者　大阪市旭区長
（旭区役所　総務課
担当：
電話：06-6957-9625）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿の登録変更について（通知）

年　月　日付けで申請のありました旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録の変更について、下記のとおり変更しましたので通知します。

記

１　変更内容

２　変更年月日

年　月　日

３　登録有効期間

年　月　日まで

（様式９）

年　　月　　日

商号又は名称
氏名又は代表者氏名

大阪市契約担当者　大阪市旭区長
（旭区役所　総務課
担当：
電話：06-6957-9625）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録期間の延長について（通知）

年　月　日付けで申請のありました旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿への登録期間の延長について、下記のとおり延長しましたので通知します。

記

１　登録案件種別

案件番号	案件種別	実施方法	登録案件種別
（１）	選挙用消耗品（養生テープ等）の買入	比較見積	
（２）	氏名掲示票の印刷	比較見積	
（３）	区内投票所への物品搬入・搬出等業務委託	比較見積	
（４）	投票箱等送致用タクシー借上	比較見積	
（５）	新森西投票所養生作業業務委託	比較見積	
（６）	投票所資材及び開票所に使用する机、椅子等の借入	比較見積	
（７）	開票所物品運搬用レンタカーの借入	比較見積	
（８）	啓発宣伝用自動車の借入	比較見積	
（９）	宿泊用寝具の借入	比較見積	
(10)	投票管理者等へ提供する弁当の買入	企画競争方式	

２　登録有効期間

年　月　日まで

３　その他

登録内容に変更が生じた場合は、その変更内容について、旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録変更申請書（兼誓約書）（様式４）により速やかに申請してください。

（様式 10）

年　　月　　日

商号又は名称
氏名又は代表者氏名

大阪市契約担当者　大阪市旭区長
（旭区役所　総務課
担当：
電話：06-6957-9625）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿の登録解除について（通知）

旭区役所選挙執行関係契約見積等事業者登録名簿の登録を解除しましたので、下記のとおり通知します。

記

1　解除する案件種別

案件番号	案件種別	実施方法	解除
（1）	選挙用消耗品（養生テープ等）の買入	比較見積	
（2）	氏名掲示票の印刷	比較見積	
（3）	区内投票所への物品搬入・搬出等業務委託	比較見積	
（4）	投票箱等送致用タクシー借上	比較見積	
（5）	新森西投票所養生作業業務委託	比較見積	
（6）	投票所資材及び開票所に使用する机、椅子等の借入	比較見積	
（7）	開票所物品運搬用レンタカーの借入	比較見積	
（8）	啓発宣伝用自動車の借入	比較見積	
（9）	宿泊用寝具の借入	比較見積	
(10)	投票管理者等へ提供する弁当の買入	企画競争方式	

2　登録解除年月日

年　月　日

3　解除理由